

学校感染症と出席停止についてのお知らせ

下の表にある感染症にかかった場合、学校保健安全法第19条の規定により出席停止の扱いとなります。医師から診断を受けましたら、学校へご連絡ください。また、医師より登校許可が出ましたら、下記の学校感染症報告書に記入、押印の上、担任に提出してください。

学校感染症と出席停止期間の基準（期間内でも医師の許可があれば可）

分類	病名	出席停止の期間
第一種 感染症予防法の一類感染症及び二類感染症（結核を除く）	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種 飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	紅斑性の発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	病状により感染のおそれがないと認められるまで
第三種 学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	医師の許可があるまで

※ インフルエンザ、百日咳、流行性耳下腺炎は平成24年度より出席停止期間が改正されました。

キ リ ト リ

平成 年 月 日

学校感染症報告書

____年__組__番 生徒氏名_____

保護者氏名_____ ㊟

欠席の理由(診断名)	
欠席の期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 (上記の理由で早退した日も含みます)
診察を受けた医療機関名	
受診した日	平成 年 月 日、 月 日、 月 日(計 回)